日出町共創のまちづくり支援補助金交付要綱 (平成26年3月7日告示第14号)

最終改正:令和2年3月31日告示第37号

改正内容:令和2年3月31日告示第37号[令和2年4月1日]

○日出町共創のまちづくり支援補助金交付要綱

平成26年3月7日告示第14号

改正

平成30年4月16日告示第45号令和2年3月31日告示第37号

日出町共創のまちづくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、自治区や地域活性化を行う団体が集落等生活圏の維持及び活性化を考え主体的な活動を行うことで、 創意と工夫による特色あるまちづくりを推進するために必要な費用の一部に対し、予算の範囲内において、日出町共創の まちづくり補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、日出町補助金等交付規則(平成20年日出町規則 第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) まちづくり計画 地域の抱える問題の解決を図るための1以上の事業について策定した3年間の計画であって、自治区の住民に周知を図ったものをいう。
 - (2) 小規模集落 補助金の交付を申請した日において65歳以上の高齢者が人口の50パーセント以上の自治区をいう。
 - (3) 辺地 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条 第1項に規定する辺地をいう。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、まちづくり計画を策定している自治区若しくは複数の自治区の合同組織又は地域活性 化に係る活動を行う団体とする。

(補助金の種類)

- **第4条** 補助金は、まちづくり支援補助金、自主研修会等補助金及びまちづくり実践活動補助金とする。 (まちづくり支援補助金)
- **第5条** まちづくり支援補助金(一般枠)は、まちづくり計画に定める事業を実施する自治区又は複数の自治区の合同組織に対して交付する。
- 2 まちづくり支援補助金(ネットワークコミュニティ推進枠)は、まちづくり計画において、集落等生活圏の維持・活性化を促進する継続した事業を定めて取り組む小規模集落又は辺地を含む複数の自治区の合同組織に対して交付する。
- 3 まちづくり支援補助金(集落活動支援枠)は、まちづくり計画において、集落等生活圏の維持・活性化を促進し、地域課題の解決や地域の魅力を高めることに成果を挙げる事業を定めて取り組む小規模集落又は辺地に該当する自治区に対して交付する。
- 4 まちづくり支援補助金(団体活動支援枠)は、まちづくり計画において、まちの賑わい創出や住民生活の向上に資するための事業を定めて取り組む地域活性化等を行う団体に対して交付する。
- 5 一の交付対象者に対する前各項のまちづくり補助金は、同一年度において1区分に限り、交付することができる。 (自主研究会等補助金)
- **第6条** 自主研究会等補助金は、まちづくり計画において、次に掲げる事項に関する研究会又は講演会(以下「自主研究会等」という。)を主催し、自ら企画及び運営することを定めて取り組む自治区に対して交付する。
 - (1) 健康づくりに関するもの
 - (2) 子育てに関するもの
 - (3) 地域の伝承及び文化に関するもの
 - (4) 人材育成に関するもの
 - (5) その他まちづくりに関するもの
- 2 補助金の交付を受けた自治区は、他の自治区又は自治区の合同組織において、自主研究会等の成果を周知しなければならない。

(まちづくり実践活動補助金)

- **第7条** まちづくり実践活動補助金は、まちづくり計画において、次のいずれかに該当する先進的又は他の自治区に波及する模範的な活動(以下「まちづくり実践活動」という。)を行うことを定めて取り組む自治区に対して交付する。
 - (1) 公益性及び継続性のある事業であること。
 - (2) 他の自治区においても事業の実現が見込めること。
 - (3) 活動内容及び活動費が妥当であり、波及効果又は新たな展開が期待できること。
 - (4) 町民がまちづくりの担い手になることが見込めること。
 - 、, (5) 前各号に掲げるもののほか、魅力的で個性豊かなまちづくりを推進するために必要な事業であること。

- 2 自治区は、他の自治区又は自治区の合同組織において、まちづくり実践活動の成果を周知しなければならない。 (補助金の額等)
- 第8条 補助金の額及び交付要件は別表第1、補助金の補助対象経費は別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付の申請)

- 第9条 規則第4条第1項の町長が定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 事業の収支予算書(様式第2号)
 - (3) まちづくり計画書(様式第3号)
- 2 規則第4条第1項の町長の定める時期は、事業着手前とする。

(実績報告)

- 第10条 規則第10条第1項第1号の収支決算書は、様式第4号によるものとする。
- 2 規則第10条第1項第2号の町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書(様式第5号)
 - (2) 領収書等購入経費の支払をしたことを証する書類(品名等が確認できるものに限る。)の写し
 - (3) 補助対象事業の内容が分かる写真等

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月16日告示第45号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の日出町まちづくり支援補助金要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の日出町まちづくり支援補助金要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係るまちづくり支援補助金について適用し、平成29年度までの予算に係るまちづくり支援補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の日出町共創のまちづくり支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に開始する事業について適用する。

別表第1 (第8条関係)

補助会	金の種類	補助金の額	交付期間
まちづくり支 援補助金	一般枠	補助対象経費の10分の9以内の額とし、1のまちづくり計画につき10万円を限度とする。	2年
	ネットワークコ ミュニティ推進枠	補助対象経費の10分の9以内の額とし、1のまちづくり計画につき50万円を限度とする。	2年
	集落活動支援枠	補助対象経費の10分の9以内の額と し、1のまちづくり計画につき30万 円を限度とする。	1年
	団体活動支援枠	補助対象経費の10分の9以内の額と し、1のまちづくり計画につき10万 円を限度とする。	1年
自主研修会等補助	力金	補助対象経費の10分の9以内の額と し、1の自主研修会等につき10万円 を限度とする。	
まちづくり実践流	5動補助金	補助対象経費の10分の10の額とし、 1の交付対象者につき10万円を限度 とする。	

別表第2(第8条関係)

補助対象経費	内容
賃金	アルバイトの費用、地域コミュニティ組織立上げに係る事 務局経費等
報償費	専門家、講師等に対する謝金等
旅費	専門家、講師等に対する旅費又は視察等に要する交通費
需用費	資料作成印刷費、消耗品の購入費、原材料費、燃料費等
役務費	電話、インターネット使用料等の通信費及び郵便、宅配便 その他の運搬用費用並びに広告・宣伝の費用
委託料	設計委託、ホームページ制作委託費等
使用料及び賃借料	事務所等の賃料、備品のリースに要する経費及び会場の借 上げ料等
工事請負費	建物の建築その他の工事費
備品購入費	備品の購入に要する経費

- 備考 次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。
 - 1 特定の個人、企業の財産形成又は営利を主たる目的とするもの
 - 2 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - 3 実施主体の内部の者に対する謝金等
 - 4 食糧費
 - 5 出資、貸付及び不動産取得に要するもの
 - 6 その他町長が不適当と認めるもの

様式第1号(第4条関係)

日出町共創のまちづくり支援補助金 事業計画書

自治区又は団体名				
事 業 名				j
事 業 の 区 分 ※該当事業にレ点を 記入すること。	□一般枠 □集落活動支援枠 □自主研修会等補助金	□団体活動支援机		枠
事業の実施期間	年	月	日から	
事業の大腿が同	年	月	日まで	
事業の実施場所				
参 加 者			合計	名
事業の目的				
事 業 内 容 ※購入物品、概要 等、できるだけ具 体的に記入するこ と。				9
今後の活動計画				
備考				

[※]まちづくり計画書(様式第3号)を提出する場合は、「事業の実施場所」以下の欄は「様式第3号による」と記入しても構いません。

様式第2号(第4条関係)

日出町共創のまちづくり支援補助金 事業収支予算書

自治	公区区	は団	体名	

※ (A) と (B) は必ず一致させること。

【収入】

項	目	単価	(円)	数	量	金	額	(円)	備	考
町補助金	6(予定)				1	6						
		e5 e5				2						
		sic .				8						
	収入1	合計額	(A)	1						-		

【支 出】

項	目	単価	(円)	数	量	金	客頁	(円)	補助対象 町 カ	東の可否 が 記 入
		0,								□町	口否
		ii G								□町	口否
		es								□町	口否
	,									□町	口否
										□町	口否
		V.								□町	口否
										□町	口否
										□町	口否
										□町	口否
										□町	口否
			,							□町	口否
		25				2				□町	口否
		, c	-							□町	口否
		C.								□町	口否
	支出1	育信合	(B)								

【補助金交付申請額】	※町が記入				į.
(補助対象額計	円	×	(補助率)	/10=	

様式第3号(第4条関係)

日出町共創のまちづくり支援補助金 まちづくり計画書

自治区又は団体名		
事 業 名		
事業の区分	□一般枠	口ネットワークコミュニティ推進枠
※該当事業にレ点	口集落活動支援枠	□団体活動支援枠
を記入すること。	口自主研修会等補助金	口まちづくり実践活動補助金
事業の実施期間	年 月	日から
事業の美施制制	年 月	日(完了年月日)まで
事業の実施場所		
参 加 者		合計 名
事業内容 ※購入物品、資機材の保管場所、委託 業者等をできるだけ具体的に記入すること。 事業の効果		
※事業を実施して得られた効果や利点をできるだけ具体的に記入すること。備者		

様式第4号(第5条関係)

日出町共創のまちづくり支援補助金 事業収支決算書

由《為	区又	क ज	140	
日十日	PX.	1日 1日	14 白	

※ (A) と (B) は必ず一致させること。

【収入】

項	目	単価(円)	数量	金額 (円)	備	考
町補.	助金(予定)		1	0		
					- 1	
		4	- 1		-	
	収入1	合計額 (A)				

【支 出】

項	目	単価(円)	数量	金額(円)		東の可否 が 記 入
					□町	口否
			1 1		□町	口否
			,		□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
					□町	口否
		Ì			□可	口否
					□申	口否
					□可	口否
					□町	口否
	支出台	計額(B)				

, ·	【補助金額確定額】	※町が記入	D. TT. (TT.)				
	(補助対象額計	F	×	(補助率)	/10=	F]

様式第5号(第5条関係)

日出町共創のまちづくり支援補助金 事業実績書

自治区又は団体名				
事 業 名				
事業の区分 ※該当事業にレ点を 記入すること。	□一般枠	ロネット	ワークコミュニティ推進枠	
	口集落活動支援枠	□団体活動支援枠		
	口自主研修会等補助金	口まちつ	がくり実践活動補助金	
事業の実施期間	年	月	日から	
	年	月	日(完了年月日)まで	
事業の実施場所				
参 加 者			合計	名
事業内容 ※購入物品、資機材の ※購入物品、資機材の 業者等をいい。 業子の対し、 事業をに記し、 事業を実施がある。 では、 があるだける。 では、 があるだける。 では、 があるだける。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				
備考				